

# 税の申告をお忘れなく

令和元年（平成31年）分所得税の確定申告の受け付けが始まります。

## 日程 場所

日時 2月17日（月）～3月16日（月）  
午前9時～午後3時30分（土日祝除く）  
3月4日（水）は午後7時まで延長します

## 場所 文化会館（オーケストラ練習室）

- ・期間中の申告相談は文化会館にお越しく下さい（税務課では受け付けません）。
- ・車で来られる場合は、市民病院跡地（文化会館北向かい側）または警察署跡地（文化会館東隣）の駐車場をご利用ください。
- ・初日の2月17日は例年大変混雑しますので、日をずらしてお越しく下さい。

### ◆ 所得税の確定申告が必要な人

- ・ 事業所得、不動産所得など給与以外の所得があり、合計所得金額が扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額を超える人

- ・ 年末調整済みの給与所得以外に、20万円を超える所得または給与収入がある人（20万円以下の場合、市・県民税の申告が必要）

- ・ 給与収入金額が2千万円を超える人
- ・ 事業収入・不動産収入が高額の人
- ・ 住宅を取得・増改築し、住宅借入金等控除を受ける人

- ・ かんたん申告チェック（左図）で、「所得税の確定申告が必要」に該当する人

### ◆ 市・県民税の申告が必要な人

- ・ かんたん申告チェック（左図）で、「市・県民税の申告が必要」に該当する人

※所得税の確定申告をする人や、所得が給与だけで給与支払報告書が勤務先から市税務課に提出済みの方は、申告をする必要はありません。

### ◆ 公的年金収入が400万円以下の人

年間の公的年金収入が400万円以下で、それ以外の所得の合計が20万円以下の人は、確定申告の提出義務はありません（外国で支払われる年金を除く）。なお、次の場合は、申告書を提出しなければ税の負担が増える場合があります。

- ① 払い過ぎであった所得税が還付（返金）される申告となる場合  
確定申告書を提出しなければ、還付金を受け取ることができません。

- ② 所得税は追加払いとなるため確定申告書は提出しないが、市・県民税の税額がかかる場合  
社会保険料や生命保険料、医療費控除の追加や、親族の扶養追加などがある場合は、市役所に「市・県民税の申告書」を提出しなければ、今年6月に決定する市・県民税の負担が増える場合があります。

### ◆ 納めた所得税が戻る人（2月17日以前でも税務署で申告ができます）

源泉徴収税額がある人で、次の場合は確定申告（還付申告）をすると、所得税が戻る場合があります。

- ・ 中途退職した後、再就職しなかった給与所得者で年末調整されていない人
- ・ 給与所得者で医療費、寄附金などの所得控除や住宅借入金等特別控除などを受けられる人
- ・ 給与所得者で年末調整に生命保険料や扶養などの所得控除にもれがあった人

申告はできるだけ早めにお済ませください。

#### 【問い合わせ】

#### 市・県民税の申告

税務課

TEL (36) 5505・FAX (33) 3670

近江八幡市ホームページ <http://www.city.omihachiman.shiga.jp/>

#### 所得税の確定申告

近江八幡税務署 TEL (33) 3141

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

# かんたん 申告チェック

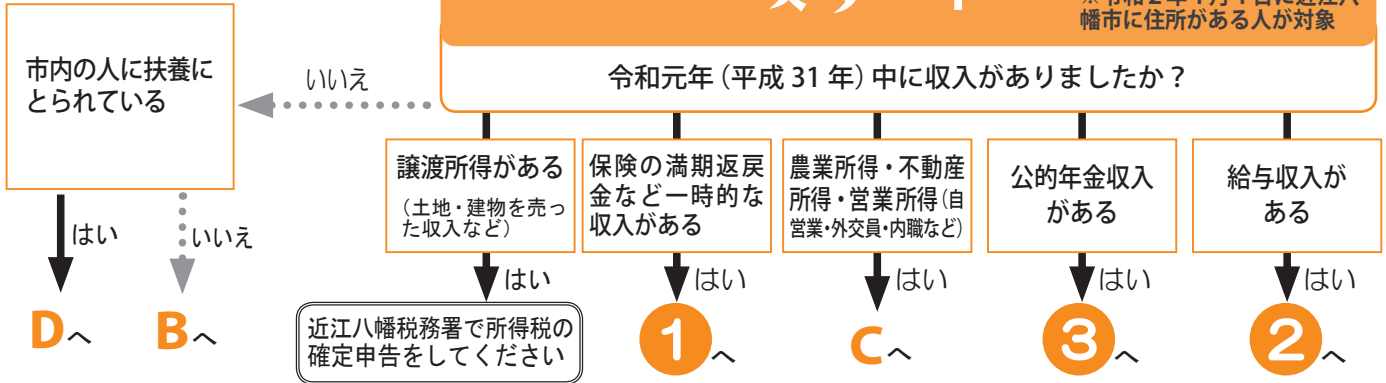
あなたは、申告が必要ですか？  
確定申告？市・県民税の申告？

→ はい  
..... いいえ

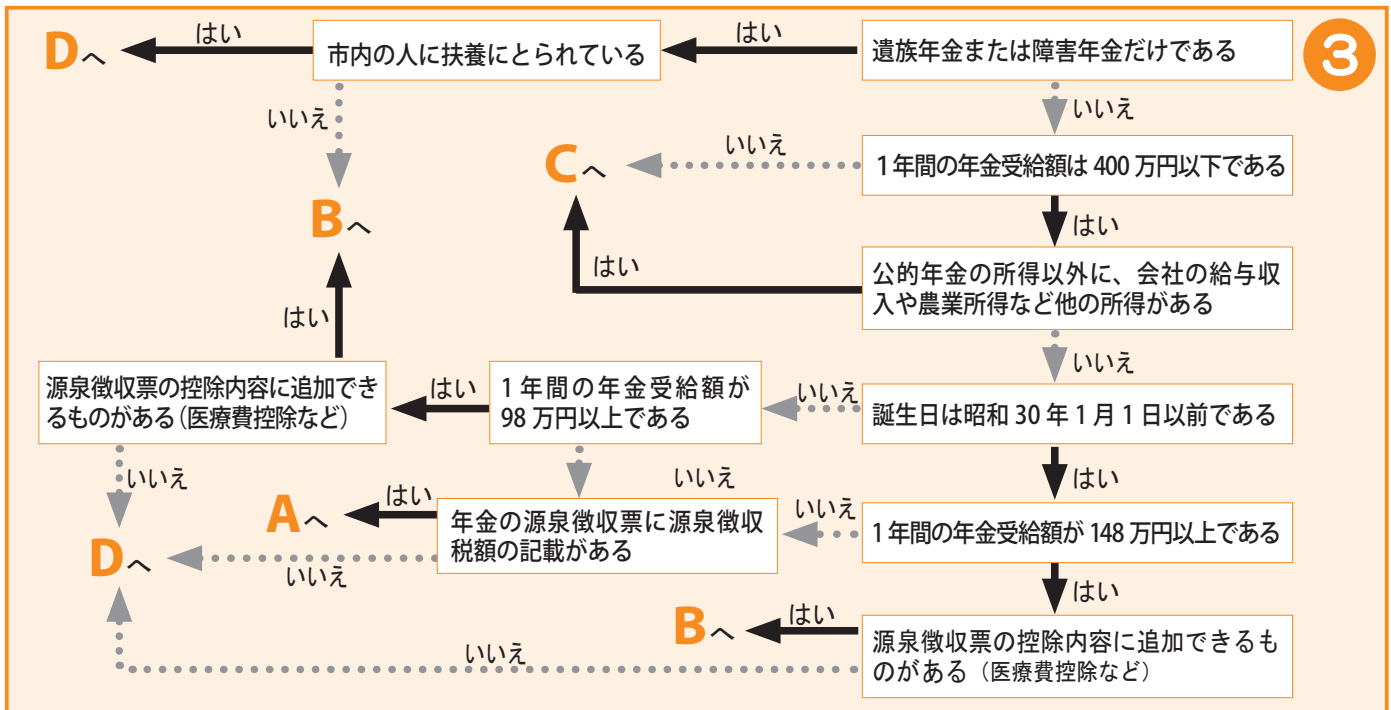
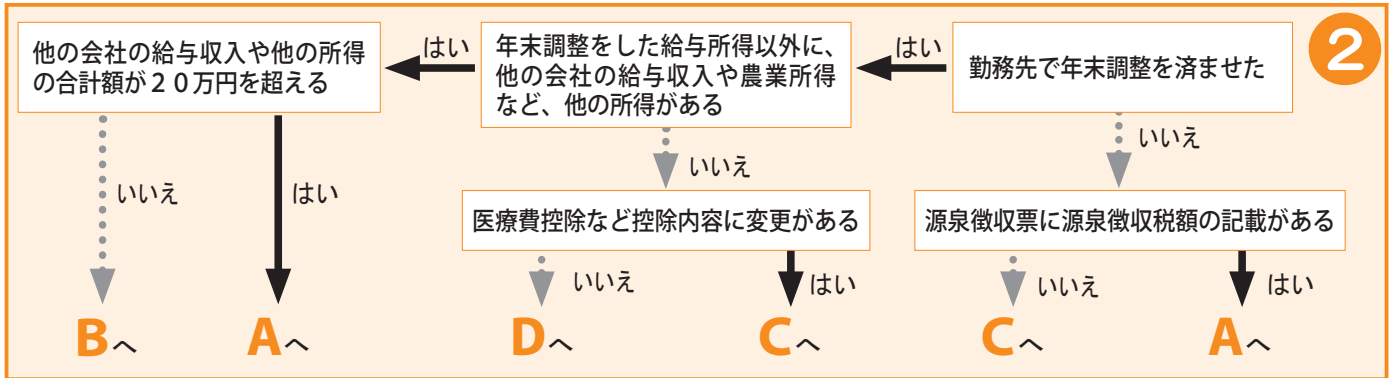
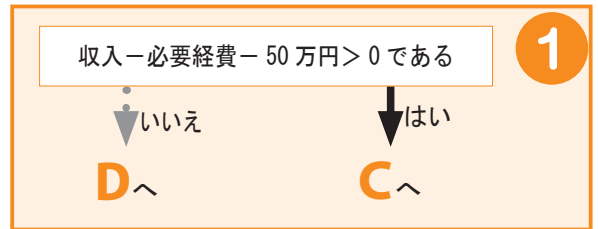
## スタート

※令和2年1月1日に近江八幡市に住所がある人が対象

令和元年（平成31年）中に収入がありましたか？



- A** 所得税の確定申告が必要
- B** 市・県民税の申告が必要
- C** 所得税の確定申告または市・県民税の申告が必要  
※金額や内容により申告の種類が異なります
- D** 申告の必要はありません



パソコンで確定申告書の作成ができます



パソコン、スマートフォンで、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して、確定申告書を作成することができます。

作成したデータは印刷して近江八幡税務署へ郵送か窓口で提出ができるほか、e-Tax(電子申告)で提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページまたは市ホームページをご覧ください。

### 農業所得の収支計算の事前相談

市では農業所得の収支内訳書の作成についての事前相談を、2月7日金まで行っています。

※確定申告期間中は農業の収支内訳書作成の個別相談ができません。

### 次の人の申告は税務署で

(市役所では受付できません)

- 高額な事業所得(営業・農業)、不動産所得、譲渡所得がある
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)をはじめて受ける人
- 令和元年(平成31年)中に亡くなられた人の確定申告をする
- 平成30年分以前の確定申告をする
- 青色申告をする
- 申告分離課税の所得がある
- 雑損控除がある(市・県民税申告の人を除く)
- 外国税額控除を受ける
- 予定納税がある
- 確定申告書の控えに受付印が必要
- 1月1日時点で近江八幡市に住民登録がない など

### 注意！ 税務職員を装った詐欺に

税務職員を装った不審な電話や「振り込め詐欺」にご注意ください。還付金の受け取りのためにATM(現金自動預け払い機)の操作を求めることはありません。また、納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることもありません。



### 申告に必要なもの

- ① 市県民税申告書や税務署からのお知らせはがき(あらかじめ送付されている人)
- ② マイナンバーカードか、マイナンバーが記載している住民票や通知カードと運転免許証などの本人確認書類(顔写真のない本人確認書類は2点以上必要)
- ③ 印鑑(スタンプ印不可)

- ④ 利用者識別番号の通知書(昨年の申告会場などですでに取得済の人)
- ⑤ 昨年中の所得が分かるもの(源泉徴収票、収支内訳書、生命保険の満期一時金支払い証明書、シルバー人材センターの分配金支払い証明書など)
- ⑥ 申告者の銀行の通帳(還付を受ける人)
- ⑦ 各種控除を受ける人は左表のとおり

※申告の内容により他の書類が必要な場合もあります。

各種控除に必要な書類	
控除の種類	必要な証明など
医療費	医療費控除の明細書など(詳しくは9ページをご覧ください)
社会保険料(国民健康保険料・介護保険料など)	源泉徴収票(年金から引き去りの人・日本年金機構から送付) 保険料納付額のお知らせ(口座振替・納付書払いの人)
生命保険料	生命保険会社などが発行する証明書(生命保険、介護医療保険、個人年金保険など)
地震保険料	損害保険会社などが発行する証明書(地震保険、旧長期損害保険など)
障害者	障害者手帳など(身体障害者手帳などの交付を受けている人) 障害者控除対象者認定書(上記を除く65歳以上の人で、介護保険の要介護認定を受け一定の要件を満たす人。即日交付できません。手続きは介護保険課 Tel (33)3511)
寄付金	寄付金控除証明書(控除を受ける本人のみ控除可)
住宅借入金など	住宅借入金等特別控除に必要な書類(年末残高証明書、最初の申告後に税務署から送付された平成31年分の住宅控除申告書など) ※はじめて控除を受ける場合は税務署で申告してください。

## 医療費控除の申告

### ◆明細書を事前に作成しましょう

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。受診した人、医療機関ごとに整理し、医療費の支払金額を集計してください。医療保険者から発行された「医療費通知」を添付すると、明細の記入を省略できます。

※医療費の領収書は5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示・提出しなければなりません。

※医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など。

### ◆高額療養費などの申請は先に済ませましょう

健康保険の高額療養費支給の対象になる人は、事前に申請をしてください。国民健康保険の加入者は、保険年金課で申請できます。領収書は確認してお返しします。

高額療養費や高額介護サービス費、福祉医療費(マル福)の助成などは、医療費控除の計算の際、保険などで補てんされる金額として計上する必要があります。

## 医療費控除における 注意事項



- 平成31年1月1日から令和元年12月31日までに領収されたものが対象です。
- 予防接種や栄養ドリンク、うがい薬など、病気の予防のために使った費用は対象になりません。
- 健(検)診費用は原則対象になりませんが、検査の結果、重大な病気が発見され、その病気の治療を要した場合は対象になります。
- 傷病によりおおむね6カ月以上にわたって寝たきりの人のおむつ費用は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。
- 介護保険制度の居宅・施設サービスの利用料は対象になる場合とならない場合があります。利用している介護サービスがどれにあたるか施設にお問い合わせください(指定介護老人福祉施設などが発行する領収書には医療費控除対象金額が記載されることになっています)

## 混雑解消のため、ご協力をお願いします!

### ◆利用者識別番号を事前に取得してください

市役所の申告会場(文化会館)で確定申告される人は、申告書を税務署へデータで引き継ぐため、個人ごとに付与される「利用者識別番号」が必要となりますので、事前取得にご協力をお願いします。

#### 【利用者識別番号の取得方法】

##### ①インターネットで

「国税庁イータックス開始届」で検索のうえ「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」から「開始届出書」をオンラインで提出

##### ②窓口・郵送で

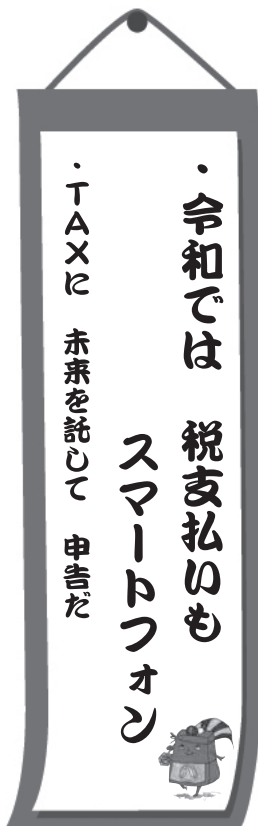
税務署に「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を书面で提出  
▼後日、税務署から「利用者識別番号等の通知書」が送付されます。  
※届出書は税務署に置いてあるほ

か、国税庁ホームページにも掲載されています。

※書面で届出書を提出された場合、e-Taxなどでは申告できません。「ID・パスワード方式(e-Tax用のIDとパスワードを利用して申告を行う)」を利用される場合は、オンラインでの利用者識別番号の取得が必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

### ◆事業所得・農業所得・不動産所得がある人は、収支内訳書を事前に作成ください

営業・農業・不動産収入のある人は、収入や経費を項目ごとにまとめた収支内訳書を事前に作成してください。収支内訳書がないと申告相談を受け付けることができません。様式は、税務署や市税務課に置いてあるほか、国税庁ホームページにも掲載されています。



※本市では令和元年にスマートフォンで市税などを納付できるサービス「PayB(ペイビー)」や「楽天銀行コンビニ支払サービス」を導入しました。